一関地区広域行政組合介護保険条例

平成18年４月１日
一関地区広域行政組合条例第27号
改正　平成20年２月19日　条例第２号
平成21年２月24日　条例第６号
平成24年３月23日　条例第３号
平成25年７月30日　条例第６号
平成27年３月24日　条例第４号
平成27年６月３日　条例第７号
平成28年５月20日　条例第６号
平成29年３月24日　条例第１号
平成30年３月23日　条例第２号
令和元年６月５日　条例第１号
令和２年３月24日　条例第２号
令和２年６月30日　条例第４号
令和３年３月23日　条例第１号
令和６年３月19日　条例第１号
令和８年３月24日　条例第１号

（趣旨）

第１条　一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（介護認定審査会の委員の定数等）

第２条　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により設置する一関地区広域行政組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、80人以内とする。

２　介護認定審査会の委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　法及び前３項に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護保険運営協議会の設置及び定数等）

第３条　介護保険の運営に被保険者等の意見を反映させるため、組合に介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

２　運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（保健福祉事業）

第４条　組合は、高額介護サービス費等の資金貸付を行う。

（保険料率）

第５条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者（法第９条第１号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　33,600円

⑵　令第39条第１項第２号に掲げる者　43,600円

⑶　令第39条第１項第３号に掲げる者　51,000円

⑷　令第39条第１項第４号に掲げる者　66,500円

⑸　令第39条第１項第５号に掲げる者　73,900円

⑹　次のいずれかに該当する者　88,600円

ア　合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

⑺　次のいずれかに該当する者　96,000円

ア　合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

⑻　次のいずれかに該当する者　110,800円

ア　合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

⑼　次のいずれかに該当する者　125,600円

ア　合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

⑽　次のいずれかに該当する者　140,300円

ア　合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

⑾　次のいずれかに該当する者　155,100円

ア　合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⑿　次のいずれかに該当する者　169,900円

ア　合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

⒀　前各号のいずれにも該当しない者　177,300円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,100円とする。

３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中21,100円とあるのは、28,800円と読み替えるものとする。

４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中21,100円とあるのは、50,600円と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期）

第６条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　７月１日から同月31日まで

第２期　９月１日から同月30日まで

第３期　11月１日から同月30日まで

第４期　翌年１月１日から同月31日まで

２　前項に規定する納期によりがたい第１号被保険者に係る納期は、管理者が別に定めることができる。

（普通徴収に係る納期の特例）

第７条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する市町村民税世帯非課税者に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ又は第５条第１項第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第１項第１号から第５号まで又は第５条第１項第６号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

４　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第８条　保険料の額が定まったときは、管理者は、速やかにこれを第１号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

２　普通徴収に係る納入通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険料の額（法第139条第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する保険料の額）を第６条第１項の納期（法第139条第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。ただし、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算する。

３　法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納入通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。

（保険料の督促手数料）

第９条　保険料の督促手数料は、督促状１通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

（延滞金）

第10条　納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

２　前項の延滞金額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

３　管理者は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。

（保険料の徴収猶予）

第11条　管理者は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、１年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

⑴　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

⑵　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

⑶　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

⑷　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。

⑸　前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難であること。

２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

⑴　第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

⑵　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

⑶　徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第12条　管理者は、保険料を徴収されるべき者が前条第１項各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減免することができる。

２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払い日前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、申請書の提出期限後においても保険料の減免の申請を行うことができる。

⑴　第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

⑵　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

⑶　減免を必要とする理由

３　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を管理者に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第13条　第１号被保険者は、毎年度４月15日まで（保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第１号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のうち市町村民税の課税者の有無その他管理者が必要と認める事項を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。ただし、当該第１号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の２第１項の申告書が市町村長に提出されている場合又は当該第１号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項ただし書（同法附則第35条の２の４第２項の規程により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者（同法第317条の２第１項ただし書において条例で定める者とされている場合を除く。）である場合においては、この限りでない。

（過料）

第14条　組合は、第１号被保険者が法第12条第１項本文の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条　組合は、法第30条第１項後段、法第31条第１項後段、法第33条の3第１項後段、法第34条第１項後段、法第35条第６項後段、法第66条第１項若しくは第２項又は法第68条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第16条　組合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第17条　組合は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第１項に規定する納付金及び法第157条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収

を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条　前４条の過料の納期限は、納入通知書の発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任）

第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

第２条　当分の間、第10条第１項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（経過措置）

第３条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の一関地方広域連合介護保険条例（平成12年一関地方広域連合条例第2号）又は組合で共同処理する前の藤沢町介護保険条例（平成12年藤沢町条例第11号）若しくは合併後一関市において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第３条の規定により引き続き施行されている大東町介護保険条例（平成12年大東町条例第2号）、千厩町介護保険条例（平成12年千厩町条例第15号）、東山町介護保険条例（平成12年東山町条例第7号）、川崎村介護保険条例（平成12年川崎村条例第12号）若しくは室根村介護保険条例（平成12年室根村条例第8号）の規定（以下「施行日前の条例の規定」という。）によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（過年度保険料に関する経過措置）

第４条　施行日以後において、施行日前の条例の規定により課すべきであった保険料の額は、施行日前の条例の保険料の額に関する相当規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第５条　施行日の前日において、施行日前の条例の規定により罰則の適用を受けた者については、この条例の規定により処分を受けたものとみなしその期間は通算する。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第６条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成18年度の保険料率は、第５条の規定にかかわらず、附則別表第１に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各欄に定める額とする。

２　平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成19年度の保険料率は、第５条の規定にかかわらず、附則別表第２に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各欄に定める額とする。

３　平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成20年度の保険料率は、第５条の規定にかかわらず、附則別表第３に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各欄に定める額とする。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第７条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。

２　法第115条の45第２項第５号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年４月１日から平成27年９月30日までの間は行わず、平成27年10月１日から行うものとする。

３　法第115条の45第２項第６号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間は行わず、平成28年４月１日から行うものとする。

（平成29年度における保険料率の特例）

第８条　平成29年度における保険料率は、第５条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　令附則第20条第１項第１号に掲げる者　31,100円

⑵　令附則第20条第１項第２号に掲げる者　40,500円

⑶　令附則第20条第１項第３号に掲げる者　46,700円

⑷　令附則第20条第１項第４号に掲げる者　56,100円

⑸　令附則第20条第１項第５号に掲げる者　62,300円

⑹　次のいずれかに該当する者　74,800円

ア　合計所得金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

⑺　次のいずれかに該当する者　81,000円

ア　合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

⑻　次のいずれかに該当する者　93,400円

ア　合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

⑼　次のいずれかに該当する者　99,700円

ア　合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⑽　次のいずれかに該当する者　109,000円

ア　合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額

を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

⑾　前各号のいずれにも該当しない者　124,600円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,000円とする。

（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第９条　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得又は同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第５条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第１項に規定する給与所得及び同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第２項の規定によって計算した金額及び同法第35条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

２　前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は

第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の４第１項若しくは第２項、第 34 条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項、第 35 条の２第１項、第 35 条の３第１項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に 10 万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和 32 年法律

第 26 号）第 33 条の４第１項若しくは第２項、第 34 条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項、第 35 条の２第１項、第 35 条の３第１項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第１項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に 65 万円から令和７年給与所得控除額（令和７年中の所得税法第 28 条第１項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

⑴　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第 294 条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

⑵　地方税法第 295 条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、か

つ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

⑶　地方税法第 295 条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第５条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和８年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第12条　第１号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和７年度及び令和８年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課さ

れているものとみなされることとなるもの（令和７年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを組合が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第１号被保険者の令和８年度分の保険料に係る保険料段階（第５条第１項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第１号被保険者の令和８年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第１号被保険者の令和８年度分の保険料を減免する。

２　前項の規定による減免後の令和８年度分の保険料の額は、令附則第 25 条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

３　第１項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附則別表第１（附則第６条関係）　平成18年度保険料率

区分	第１号被保険者の区分	額
第５条第４号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第５条第１号に該当するもの	27,700円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第２号に該当するもの	32,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第３号に該当するもの	34,800円
第５条第５号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下この表において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第１号に該当するもの	31,500円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対	35,700円

	象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第２号に該当するもの	
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第３号に該当するもの	38,200円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第４号に該当するもの	45,300円

附則別表第２（附則第６条関係）　平成19年度保険料率

区分	第１号被保険者の区分	額
第５条第４号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第５条第１号に該当するもの	34,800円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第２号に該当するもの	37,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第３号に該当するもの	38,200円
第５条第５号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第５号）附則第６号第４項の適用を受けるもの（以下この表において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第１号に該当するもの	42,000円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定によ	44,000円

	る市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第２号に該当するもの	
	その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第３号に該当するもの	45,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第４号に該当するもの	48,700円

附則別表第３（附則第６条関係）　平成20年度保険料率

区分	第１号被保険者の区分	額
第５条第４号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第５条第１号に該当するもの	34,800円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第２号に該当するもの	37,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第３号に該当するもの	38,200円
第５条第５号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第４条第１項第５号に該当する者（以下この表において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第１号に該当するもの	42,000円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第２号に該当するもの	44,000円

	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第３号に該当するもの	45,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第５条第４号に該当するもの	48,700円

附　則（平成20年２月19日条例第２号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年２月24日条例第２号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第３条　令附則第11条第1項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第５条の規定にかかわらず、42,800円とする。

第４条　平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、新条例第５条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　新条例第５条第１号に掲げる者　23,500円

⑵　新条例第５条第２号に掲げる者　23,500円

⑶　新条例第５条第３号に掲げる者　35,200円

⑷　新条例第５条第４号に掲げる者　46,900円

⑸　新条例第５条第５号に掲げる者　53,900円

⑹　新条例第５条第６号に掲げる者　58,600円

⑺　新条例第５条第７号に掲げる者　70,400円

⑻　令附則第11条第１項及び第２項に規定する者　42,200円

附　則（平成24年３月23日条例第３号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第３条　令附則第16条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第５条の規定にかかわらず、37,400円とする。

第４条　令附則第17条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第５条の規定にかかわらず、51,800円とする。

附　則（平成25年７月30日条例第６号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成26年１月１日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第２条　改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例附則第２条の規定は、延滞金のうち平成26年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月24日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年６月３日条例第７号）

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第２条　改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例

による。

附　則（平成28年５月20日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に任命された介護認定審査会の委員の任期は、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月24日条例第１号）

（施行期日）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月23日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

３　改正後の第16条の規定は、この条例の施行後にした行為に対する過料について適用し、この条例の施行前にした行為に対する過料については、なお従前の例による。

附　則（令和元年６月５日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月24日条例第２号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附　則（令和２年６月30日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行し、令和２年２月１日から適用する。

附　則（令和３年３月23日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月19日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和６年度以降の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月24日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。